⑵　口座管理機関システム
　口座管理機関サーバ、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等により構成され、口座管理機関が、口座管理機関サーバに備えられた記憶媒体に保存されている特定個人情報を振替機関システム又は他の口座管理機関システムに送信するとともに、他の口座管理機関システムが送信する特定個人情報を口座管理機関サーバに備えられた記憶媒体に記録して保存するためのシステム
⑶　発行者等システム
　発行者等サーバ、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等により構成され、発行者等が、振替機関システムに対して特定個人情報の提供を求め、振替機関システムから送信される当該特定個人情報を、発行者等サーバに備えられた記憶媒体に記録して保存するためのシステム
⑷　振替機関
　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）第２条第２項に規定する振替機関
⑸　口座管理機関
　社債等振替法第２条第４項に規定する口座管理機関
⑹　発行者等
　社債等振替法第２条第１項に規定する社債等の発行者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第24条各号に掲げる者を含む。）
⑺　委託先事業者
　振替機関又は口座管理機関が、特定個人情報の送信、記録又は保存の事務を委託している事業者
⑻　振替機関サーバ
　特定個人情報の送信、記録及び保存を行うための振替機関の使用に係る電子計算機（振替機関が特定個人情報の送信、記録又は保存を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）
⑼　口座管理機関サーバ
　特定個人情報の送信、記録及び保存を行うための口座管理機関の使用に係る電子計算機（口座管理機関が特定個人情報の送信、記録又は保存を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）
⑽　発行者等サーバ
　特定個人情報の提供の求め、記録及び保存を行うための発行者等の使用に係る電子計算機（発行者等が特定個人情報の記録又は保存を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）
⑾　端末機
　振替機関サーバ、口座管理機関サーバ又は発行者等サーバの運用保守のために使用する運用端末及びデータの利用のために使用する利用端末
⑿　ファイアウォール
　ネットワークにおいて不正侵入を防御するための通信を制御する装置
⒀　データ
　振替機関システム若しくは口座管理機関システムにおいて送信され、又は振替機関システム、口座管理機関システム若しくは発行者等システムにおいて記録され若しくは保存される情報
⒁　プログラム
　振替機関サーバ、口座管理機関サーバ、発行者等サーバ、端末機及び電気通信関係装置を機能させて振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムを作動させるための命令を組み合わせたもの（オペレーティングシステムやデータベース等のパッケージソフトウェアを含む。）
⒂　ファイル
　振替機関サーバ、口座管理機関サーバ、発行者等サーバ、端末機及び電気通信関係装置に係る記憶媒体又は可搬記憶媒体に記録されているデータ及びプログラム
⒃　ドキュメント
　振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書
⒄　可搬記憶媒体
　振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムで利用する駆動装置から容易に取り外すことのできる記憶媒体（光ディスク等（光ディスク、磁気ディスク又は磁気テープをいう。）、ＵＳＢメモリー又は外付けハードディスクドライブその他これに類するもの。）
⒅　帳票
　データを出力した紙媒体
⒆　電子計算機室
　振替機関サーバ、口座管理機関サーバ又は発行者等サーバ及び電気通信関係装置を設置する室
⒇　重要機能室
　電子計算機室、受電設備、定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室の空気調和をする空気調和機及びその付属設備を設置する室

第２　体制、規程等の整備

１　体制の整備

⑴　責任体制等の確立
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムの間での特定個人情報の送信、記録及び保存におけるセキュリティ（機密性、完全性及び可用性の維持をいう。以下同じ。）を確保するため、それぞれ振替機関システム又は口座管理機関システムの企画、開発、運用保守及び利用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。
⑵　連絡調整を行う場の体制の整備
　振替機関は、振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムのセキュリティ対策に関し、口座管理機関及び発行者等と必要に応じ連絡調整を行うことができる体制を整備すること。
⑶　連絡体制の整備
　振替機関及び口座管理機関は、振替機関システム又は口座管理機関システムの運用に関し、異常な状態を早期に発見し、必要に応じて、組織内での迅速かつ適切な報告経路の確保及び相互に連絡することができる体制の整備を図るとともに、振替機関は、必要に応じて、発行者等に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

２　規程等の整備

⑴　規程の整備
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの企画、開発、運用保守及び利用に関する規程を整備すること。
⑵　振替機関システム及び口座管理機関システムの設計書等の整備
ア　振替機関及び口座管理機関は、振替機関システム又は口座管理機関システムの設計書、操作手順書等を整備し、常備すること。
イ　振替機関は、振替機関システムとの接続に関する仕様書、口座管理機関に提供する端末機に係る操作手順書等を整備し、常備するとともに、必要に応じ、口座管理機関又は発行者等に提供すること。